

令和 8 年
第 3 回定例会議事録

令和 8 年 3 月 1 8 日

泉大津市教育委員会

令和8年3月18日(水)午後1時より令和8年第3回泉大津市教育委員会会議定例会を泉大津市役所3階301会議室に招集した。

出席委員

教育長	竹内 悟
教育長職務代理者	澤田 久子
教育委員	西尾 剛
教育委員	池島 明子
教育委員	奥 健一郎

出席事務局職員

教育委員会事務局長	鍋谷 芳比古
教育委員会事務局教育政策課長	大塚 和弘
教育委員会事務局指導課長	藤谷 考志
教育委員会事務局生涯学習課長	中山 裕司
教育委員会事務局指導課参事	三綿 正義
教育委員会事務局指導課参事	松葉 康孝
教育委員会事務局教育政策課	三上 達朗
教育委員会事務局教育政策課	高岡 愛

案件

- 日程第 1 議案第 10 号 泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 2 議案第 11 号 泉大津市学校運営協議会委員の任命について
- 日程第 3 議案第 12 号 泉大津市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について
- 日程第 4 議案第 13 号 泉大津市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について
- 日程第 5 議案第 14 号 「令和8年度学校園に対する教育方針」について
- 日程第 6 議案第 15 号 泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市池上曾根史跡公園運営委員会規則の制定について
- 日程第 7 議案第 16 号 地域学校協働活動推進員の委嘱について
- 日程第 8 議案第 17 号 泉大津市スポーツ施設運営委員の委嘱について
- 日程第 9 議案第 18 号 泉大津市文化財保護委員の委嘱について
- 日程第 10 議案第 19 号 泉大津市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第 1 1 議案第 2 0 号 市立総合体育館の臨時休館について

日程第 1 2 報告第 4 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

日程第 1 3 議案第 2 1 号 令和 8 年度当初泉大津市立小・中学校一般教職員人事について【非公開】

日程第 1 4 議案第 2 2 号 令和 8 年度当初泉大津市立小・中学校管理職人事について【非公開】

議事録署名委員

教育委員 西尾 剛

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

会議の顛末

○竹内教育長 令和8年第3回教育委員会会議定例会の開会宣言

○令和8年第2回教育委員会会議定例会議事録承認

△日程第 1 議案第 10 号 泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正を行うものでございます。

改正内容については後ほど説明いたします。

施行期日でございますが、改正後の規則は令和8年4月1日から施行するものでございます。

それでは、内容について説明いたします。別紙1、3ページをご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第4項において、「対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならぬ」と定められていたところ、いわゆる給特法の改正に伴い、教育課程の編成の次に「当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施」が加えられたことに伴い、新旧対照表に記載のとおり、本市関係規則において、同項を追加したものでございます。

参考といたしまして、4ページから7ページにかけまして、改正後の規則を添付しておりますのでご参照ください。

◆教育委員（西尾剛）新たに加えることになった第4条2項について、教育課程、組織変更、学校経営に関する内容の1項、3項、4項と比較すると、2項のみが個別の労働問題に関するようなことで違和感がありますが、2項を入れることになった理由と経緯を教えてくださいませんか。

◎教育政策課長（大塚和弘）法律の立て付け上、この順番になっているのでそれに倣って改正しております。

◆教育委員（西尾剛）法律でこの学校運営協議会の承認を得るべき事項に入れるということになったということですね。

◎教育政策課長（大塚和弘）そうです。

※議案第10号可決

△日程第 2 議案第 11 号 泉大津市学校運営協議会委員の任命について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、令和8年度泉大津市学校運営協議会委員の任命を、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項に基づき、臨時に教育長に代理させることについて諮るものでございます。

根拠法令といたしまして、委員の任命については、泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第7条において、教育委員会が任命することと規定されておりますが、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第3条において、教育委員会の議決により、同規則第2条で掲げる事務を臨時に代理させることができるという規定でございます。

本件をご承認いただきましたら、4月1日付で学校長からの推薦による候補者についてその是非を検討のうえ委員としての任命を行い、同月の教育委員会会議でその報告をいたします。

※議案第11号可決

△日程第3 議案第12号 泉大津市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

◎指導課長（藤谷考志）趣旨は、語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）について、一般財団法人自治体国際化協会から令和7年12月23日付「令和8年度第40期「招致外国青年任用規則（案）」等の送付について」により、語学指導等を行う外国青年に関する規則の見直しが通知されたことに伴い、泉大津市招致外国青年任用規則の一部改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、別紙2の11ページ、新旧対照表をご覧ください。

第13条、病気休暇の期間につきまして、現行は20日間あるものを10日間に改正いたします。

また、第14条、特別休暇につきまして、第22項に6ヶ月以上の継続勤務をしている参加者が、人間ドックを受けるため、勤務しない場合を追加しました。

また、第32条、休暇及び休職の手続きにつきまして、病気または負傷のため、休暇を取得する場合の医師の診断書についてですが、現行では、1日の休暇であったとしても所属長に提出しなければならないものを、3日を超える休暇を取得する場合にということで改正するものでございます。

適用年月日といたしましては、令和8年4月1日となっております。

◆教育委員（奥健一郎）海外の方を任用するという点で、このような問題が出ることは、最初から、容易に想像されていたかと思いますが、実際に何か問題が起きたのでしょうか。

◎指導課長（藤谷考志）問題が起きたわけではなく、一般財団法人自治体国際化協会から、規則の改正の通知があり、それに合わせております。

※議案第12号可決

△日程第4 議案第13号 泉大津市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について

◎指導課長（藤谷考志）趣旨は、泉大津市特別支援教育就学奨励費支給規則について、国の算定基準等の改正に伴う申請書の様式変更を迅速かつ柔軟に対応することを可能とするため、泉大津市就学援助規則同様、規則から申請書様式の削除を行うものです。

改正内容といたしましては、別紙3の31ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条中の様式第1号という文言と、添付の様式第1号そのものを削除するものでございます。

適用年月日といたしましては、令和8年4月1日となっております。

※議案第13号可決

△日程第5 議案第14号 「令和8年度学校園に対する教育方針」について

◎指導課長（藤谷考志）趣旨は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第5項の規定に基づき、学校園に対する教育方針を示すものであります。泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第2条及び第3条第1項により、学校教育、社会教育及び青少年教育の基本方針に関する教育事務を教育長に臨時に代理させることができることから、審議内容といたしまして、令和8年度の学校園に対する教育方針策定に係る事務を臨時に教育長に代理させることについて諮るものでございます。

方針案についてご説明させていただきます。

まずタイトルですが、昨年度から、単に学校園に対する教育方針とするのではなく教職員の皆さんに少しでも身近な存在として、本教育方針を手にとって読んでもらいたいという思いから、親しみやすいタイトルとして、スティーブジョブズがスピーチで語った言葉から、「こねくていんぐざどつつ」となっております。

直訳は、点をつなぐという意味になりますが、ジョブズの言った意味合いに加え本市では以前から、教育振興基本計画でも、教育と教育を繋ぐ、次世代に繋ぐというようなことを大切にしてきたということもこのタイトルに込められております。本市のキャラクターであるおづみんの点つなぎも昨年にも続きまして、表紙に書かせていただいております。

次に全体の構成ですが、各項目に取組みの重点、本編、前年度の取組みの総括を記載しております。その総括ですが、指標が数ヶ所、まだ今年度分の結果が出揃っておりません。その箇所は確認しておりますので、わかり次第、案がとれた時には、追記という形でさせていただきます。

昨年度から追記変更された箇所は、朱書きで記載しておりますのでその部分を中心に説明をさせていただきます。

3ページ、第1章、確かな学力の定着と学びの深化となります。

4ページ、（1）1つ目が、小中学校における、確かな学力の育成となります。

取組みの重点の1つ目の丸で、学力向上プランにおける授業改善について示しております。

5つ目の丸、情報活用能力ということで大阪府が示しております大阪府情報活用能力ステップシートと、「大阪府における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた1人1台端末を活用した学びの姿」というリーフレットを参考に指導に努めることと示しております。

7つ目の丸、英語教育について示しております。

5ページから本編になり、1番目が授業づくりです。

2つ目と3つ目の丸が、学力向上プランについて書かせていただいております。

今までと同様に、学調分析、リーディングスキルと、この2つの柱とともに、3つ目の丸、第3期学力向上プランにおける自己調整学習について示しております。

5つ目の丸が、言語能力の育成。6つ目の丸が、情報活用能力について示させて

いただいております。

6 ページ、上から1つ目の丸にICT活用における健康への影響に十分留意することと、「個別最適な学び」と「協働的な学び」へICTを活用することと示しております。

2 番目、家庭での自学自習力の定着。3 番目、読書活動の推進。7 ページ、4 番目、英語力の向上。8 ページ、5 番目、国際理解教育の推進となっております。

1 1 ページ（2）が支援教育の充実となっております。

取組みの重点の2つ目、支援教育の学びの場の見直しについて改めてここで示させていただきます。

1つ目と3つ目の丸は、令和7年度から全校に導入しておりますLITALICO教育ソフトの活用について示しております。

本編の1つ目が、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進。

1つ目の丸で、授業づくりと集団づくりについて示しております。

2つ目が、支援教育における専門性の向上の推進ということで、1つ目の丸で、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒について示させていただきます。

3つ目が、シームレスケア（切れ目ない支援）の推進となります。

1 4 ページ、第2章、豊かな心と健やかな体の育成となります。

1 5 ページ、1 番、豊かな心の育成ということで、取組みの重点の2つ目に人権感覚、人権意識を高めてくださいということを示しております。

7つ目の丸、SOSの出し方に関する教育について示しております。

1 6 ページ、本編の1つ目、人権尊重の教育の推進ということで、2つ目の丸に様々な人権課題について示させていただきます。

3つ目が、多文化共生教育の推進。

4つ目の丸で、日本語指導について書かせていただいております。日本語指導では、新しいアセスメントとして、国から出ている「ことばの力のものさし」や従来のDLAも活用することと、本市では、泉大津市日本語指導センターINCを運用しており、様々な活用についても書かせていただいております。

5つ目の丸で、平和教育の推進について。1 7 ページ、2 番目に道徳教育の充実2つ目の丸、考え、議論する道徳。3つ目が、子ども理解の充実によるいじめ・不登校・暴力行為等への取組みの推進ということで、まずいじめの取り組みとして、2つ目の点になりますが、いじめの早期発見ということで「いじめ対応セルフチェックシート」やSOSを出しやすい雰囲気、本市が導入している「マモレポ」の活用について書かせていただいております。1 8 ページ、2つ目の丸にスクールロイヤーの活用やいじめ重大事態について書かせていただいております。その下、不登校への取り組み、1 9 ページ、暴力行為等への取り組みを書いております。

2 3 ページ（2）が、健やかな身体の育成とし、本編1つ目が子どもの体力の向上、2つ目が食に関わる取組みの充実となっております。

丸の2つ目、アレルギー対応について、3つ目、4つ目、5つ目の丸で食育について示しております。

3 番目が、健康づくりの促進となっております。

2 5 ページからは第3章、将来を見すえた自主性・自立性の育成と地域・家庭との協働となっております。

2 6 ページ、（1）が、就学前教育の充実と系統的な指導の実施となっております。本編1つ目が就学前教育の質の向上。2つ目が就学前施設と小学校の円滑な接続。

27ページ、本編3つ目が、一貫教育の実施及び充実に向けての系統的な指導の実施となっております。

本編4つ目、昨年は組み込まれていなかった項目を新たに付け加えております。探求的な学習の充実ということで、1つ目と2つ目の丸で、総合的な学習の時間や、生活や社会の時間での学習について、3つ目の丸で、主体的・協働的に取り組む学習活動となるようにということを示させていただいております。

本編5つ目、こちらの項目も新たに今年度付け加えております。

主体的に社会に参画する力を育む指導の充実ということで、1つ目の丸で、主権者教育の充実。28ページ、1番上の丸になりますが、学級活動や児童会、生徒会・委員会活動等を活用した自主活動の推進について示させていただいております。6つ目はキャリア教育の推進となっております。

30ページ、(2)が多様な主体との協働ということで、本編1つ目が、悩みや不安を抱える子ども、保護者の支援、2つ目が家庭教育支援、親学習の推進、3つ目が学校運営への地域の関わりの推進ということでコミュニティ・スクールについて書かせていただいております。31ページ、4つ目に家庭・地域の教育力向上の支援。5つ目が、放課後の子どもの居場所づくりの推進となっております。

33ページ、第4章、子どもを育む学校力・教師力の向上となっております。

34ページ、(1)学校経営力の向上としまして、取組みの重点の1つ目にブランドデザインについて示させていただいております。

取組みの重点の3つ目が、教職員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること。それと、教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること。以上2つの目的達成のための「泉大津市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」について示させていただいております。

本編に入りまして、1つ目が計画的な学校運営ということで、5つ目の丸になりますが、今も各学校で進めておりますが、教科担任制及びチーム担任制の在り方を検討するということを示させていただいております。35ページ、2番目は、教職員の多忙の解消に向けた取組み。4つ目の丸、三六協定について示させていただいております。3番目は、教職員の健康面での配慮と支援となっております。37ページの(2)教職員の資質・能力の向上。取組みの重点の1つ目が、『Plant』全国教員研修プラットフォームを活用し、研修受講履歴等を人材育成に活用すること。2つ目で、教職員が相互に資質を高め合う職場環境づくりについて示しております。3つ目は、服務規律のこと、4つ目で不祥事防止のことについて示しております。

本編に入りまして1つ目が、教職員研修の充実。1つ目の丸で、教職員の人材育成についてということで書かせていただいております。38ページの上から2つ目、生成AIの利活用について示しております。

本編、2つ目が、教職員の服務になります。

2つ目の丸、不祥事防止についてということで職場環境づくりについて書かせていただいております。3つ目と4つ目の丸では、教職員の児童生徒に対する性暴力の防止ということで、盗撮やSNSによる私的なやりとりでの禁止、個人のスマホでの撮影をしないことを書かせていただいております。

39ページの上から2つ目の丸では、保護者等からの行き過ぎた苦情等への対応について書かせていただいております。

40ページ、第5章、学びを支える環境整備と社会教育の推進。

41ページが(1)安全安心な学びの充実。取組みの重点の1つ目が危機管理

について、2つ目が自転車交通安全教育について書かせていただいております。本編の1つ目が防災教育の推進、2つ目が学校の安全管理・通学路の安全確保、3つ目が、生活・交通に潜む危険に関する学習の推進、その中の1つ目の丸で、自転車の交通安全教育において、道路交通法の改正により自転車乗車時のヘルメット着用等について書かせていただいております。4つ目が熱中症予防の徹底となっております。

43ページ(2)地域の豊かな学びの育成ということで、本編の1つ目が、文化芸術を通じた教育の推進。2つ目が、地域資源を生かした教育の推進ということで、池上曾根弥生学習館や織編館などの生涯学習施設、有形・無形文化財、毛布工場等の地場産業の活用、泉大津デジタルアーカイブ「ORIAMデジタルヒストリー」等を活用した教科横断的で探究的な学びの教育を推進することを示しております。

本編3つ目が、多世代による協働的な学びの推進となっております。

◆教育委員(奥健一郎)7ページの英語力の向上、8ページの国際理解教育の推進、16ページの人権尊重の教育ということで、この辺は、ご存じだと思うんですけども、高市首相が総裁のときには、移民はゼロベースで見直すとしていましたが、大幅に緩和すると言い切っていますので、間違いなくその方向でいくわけです。これは不適格な未来予測じゃなくて、必ずそうなるということなので、これについてはきちんとやっておかないと、特に大阪という都市は、本当に様変わりしてくると思います。これは教員の方々にもきちんとお伝えして、そうなるという前提でやらないと色々な問題が起きてきます。

◆教育委員(西尾剛)12ページの成果指標に合理的配慮の提供率とありますが、分母と分子はそれぞれ何ですか？

◎指導課長(藤谷考志)合理的配慮を必要としている子どもたちに対して、どれだけ先生ができていくかということで、先生方へアンケートを取った結果の数値です。

◆教育委員(西尾剛)要するに、合理的配慮を求められた時に答えられたかということですか。そうすると何も求められていないとゼロということですか。

◎指導課長(藤谷考志)支援学級に在籍している子どもたちは皆さん合理的配慮が必要なので、それプラス、通常学級で合理的配慮が必要な子どもたちです。

◆教育委員(西尾剛)その辺がよくわからないのですが、何か求められて、完全にその要求に答えられなかったら、配慮できていないという気もするし、間違っていないのですが、指標であれば、ある程度客観性がないといけない気がするのが1点。

また、26ページで、就学前教育の充実と系統的な指導の実施ということで、1.就学前教育の質の向上、2.修学前施設と小学校の円滑な接続、3.一貫教育の実施及び充実に向けての系統的な指導の実施、この3つは確かに就学前教育の充実と系統的な指導の実施ということに当てはまりますが、今回新たに付け加える4.探究的な学習の充実、5.主体的に社会に参画する力を育む指導の充実は就学前教育と関係がないし、系統的な指導とも関係がなく、単に指導方法や教え方の問題な気がします、いかがですか。

◎指導課長(藤谷考志)ここは大阪府の内容と合わせておまして、今回新たに付け加えたものについては、指導方法などだけではなく、系統的な指導が、どうしても外せないなので、私たちもどこに入れようか検討した結果、ここに入れていきます。各学年だけというわけではなく、系統的な指導の関係で、入れさせていただいています。

◆教育委員(西尾剛)構わないですが、少し違和感があります。

- ◆教育委員（池島明子）38ページに、生成AIを利活用する場合にはということ
で、教員サイドの研修の内容の充実と記載されていますが、私も勉強不足でよく
わかってないのですが、最近では生成AIに自分の心の相談をすとか、作文をす
るのも、この本読んだときの作文を書いてとかいうようなことが低年齢化してい
て、大学生はほとんどの学生がしているのでその対応をしているのですが、学力
の育成のところ、生成AIを利活用する生徒に対する指導の仕方について、ど
こまで進んでいるのか気になりました。
- ◎指導課長（藤谷考志）文科省が示すガイドラインには、中学校以上は、しっかり
利活用すること、小学校までは、子どもたちの活用というよりは、教員側の活用
となっているので、そのガイドラインに則りながら、それでもなおかつ、やはり
これから利活用していかないといけないので、そのあたりも、怖いものだから、
手を出さないというわけではなく、しっかりと活用していくことということで、
本市においても、管理職研修を実施したり、中学校では、有識者に来ていただい
て、出前授業をしたりしています。どんなふうに活用していったらいいか、効果
的な活用方法について今、研究をしているところです。例えば管理職研修でも、
自転車は危ないから使うなと言っても使うから、だから交通安全教室でも自転車
の使い方をする、自転車は、学校で乗ってもいいものではないけども、学校で交
通安全教室をするみたいな感じで、生成AIについても、同じように使わないと
言っても家でも絶対使うので、生成AIの使い方教室のようにしっかりと子ども
たちに伝えていかないといけないというアドバイスを受けているので、生成AIは
どちらかという積極的に活用を進めていっている状況です。
- ◆教育委員（池島明子）取り組みの重点で直接的にそういう言葉を使っていなくて
も導入はされるということですね。
- ◎指導課長（藤谷考志）はい、そうです。
- ◆教育委員（池島明子）今はもう、良い質問をすればうまく活用できるという風に
変わってきていますね。
- ◎指導課長（藤谷考志）学力の5ページの1番下の丸の中に生成AIについて少し
書いています。

※議案第14号可決

△日程第6 議案第15号 泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市池上曾根
史跡公園運営委員会規則の制定について

- ◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、令和8年第1回定例会における泉大津市附属
機関設置条例の一部改正により、教育委員会の附属機関として設置された泉大津
市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市池上曾根史跡公園運営委員会について、必
要な事項を定めるものでものございます。
- 制定内容につきまして、36ページをご覧ください。
- 第1条、趣旨としまして、泉大津市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、
池上曾根弥生学習館及び池上曾根史跡公園運営委員会の組織及び運営について必
要な事項を定めさせていただきます。
- 第2条、所掌事項としまして、（1）教育委員会の諮問に応じ、池上曾根弥生
学習館及び池上曾根史跡公園の運営について必要な事項を調査審議すること。
（2）地方自治法の規定により、弥生学習館等の運営について指定管理者から
提出された事業報告書を調査審議すること。

(3) その他、弥生学習館等の運営について説明が必要と認める事項を調査審議すること。

第3条、組織として、委員会は委員5人以内で組織するものでございます。

第4条、任期としまして、委員の任期は5年以内で教育委員会が定める期間とします。

第5条、委員長としまして委員会に委員長を置き、委員の互選により定めるものでございます。

第6条、委員会の会議としまして、委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となります。

委員としまして委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとなっております。

3会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるものでございます。

4委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し、資料提出を求めることができるものでございます。

第7条、守秘義務としまして職務上知り得た事実を他に漏らしてはならないものでございます。

第8条、委員会の庶務としまして、教育委員会事務局生涯学習課において処理するものでございます。

第9条、委任としましてこの規則に定めるものの他、必要な事項は教育委員会が別に定めるものでございます。

附則としまして、この規則は令和8年4月1日から施行するものでございます。

※議案第15号可決

△日程第7 議案第16号 地域学校協働活動推進員の委嘱について

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、泉大津市地域学校協働活動推進員設置要綱に基づき、地域学校協働活動を円滑かつ効果的に推進するため、地域において社会的信望がある者であって、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と見識を有する者の中から、各学校の学校長の推薦により、泉大津市教育委員会が委嘱するものでございます。

根拠法令としましては記載の通りとなっております。

任期は1年となっております。

委嘱期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日となっております。

候補者としましては、39ページをご覧ください。各学校長の推薦により1名ずつ推薦をいただいている形になっております。

※議案第16号可決

△日程第8 議案第17号 泉大津市スポーツ施設運営委員の委嘱について

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、スポーツ施設の管理運営について必要な事項

を審議する機関である泉大津市スポーツ施設運営委員会の委員について、泉大津市スポーツ施設運営委員会規則に基づき、学識経験を有する者、社会教育委員、体育関係団体の代表者、その他教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が委嘱するものでございます。

根拠法令は記載の通りとなっております。

定員及び任期は、定員は5名、任期は2年となっております。

委嘱期間は令和8年4月1日から令和10年3月31日となっております。

候補者につきましては42ページをご覧ください。前回の委員から特段変わっているものではございません。なお市民公募につきましては2名の応募がありまして、前回と変わらず、櫻澤氏となっております。

※議案第17号可決

△日程第9 議案第18号 泉大津市文化財保護委員の委嘱について

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨は、泉大津市文化財保護委員会設置規則に基づき、文化財の保護に関して学識経験のある者の中から、泉大津市教育委員会が委嘱するものでございます。

根拠法令は記載の通りでございます。

定員及び任期につきましては、定員は10名。任期は2年で、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

候補者につきましては44ページをご覧ください。今回新たに委員となりましたのが藤原浩史氏です。国登録文化財の申請をしております曾根町にある藤原家住宅の方で、文化財等の見識があるということで委嘱しております。

※議案第18号可決

△日程第10 議案第19号 泉大津市文化財保護審議会委員の委嘱について

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨としまして、泉大津市文化財保護条例に基づき、文化財の保護に関して学識経験のあるものの中から、泉大津市教育委員会が委嘱するものでございます。

根拠法令は記載の通りです。

定員及び理事につきましては、定員は若干名、任期は2年となっており、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

候補者につきましては、46ページをご覧ください。今回新たに長友朋子委員と中井精一委員を追加しております。長友朋子委員につきましては、池上曾根保存活用計画の策定委員であり、池上曾根史跡再整備計画の委員として活躍されており、考古学の専門家でございます。中井精一委員につきましては、言語および方言学の専門家であり、本市が作成した方言番付を監修されております。

※議案第19号可決

△日程第 1 1 議案第 2 0 号 市立総合体育館の臨時休館について

◎生涯学習課長（中山裕司）趣旨としましては、令和 8 年度の運営に当たり総合体育館がイベント会場になるなど通常の体育館運営が困難になる日がある。

従って、当該日を市立総合体育館の臨時休館日とするものです。

休館日としましては記載の通りでございます。利用者には、広報誌やホームページ、また、館内掲示板により周知するとしております。

※議案第 2 0 号可決

△日程第 1 2 報告第 4 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

◎教育政策課長（大塚和弘）趣旨は、泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認いたしましたので報告するものでございます。対象期間は令和 8 年 2 月 1 日から 2 月 2 7 日まででございます。内容につきましては、4 9 ページ別紙 9 をご覧ください。

申請件数は 9 件で全件を承認としております。番号 5 については、新規団体及び新規事業でございます。団体要件として、公益法人及びこれに準ずる団体であること、事業要件として、論理的思考力や問題解決力の向上のための教育現場での活用も広がりつつあるマイクラフトを通じた e-sports イベントの開催、プレゼンテーション能力の向上等のためにイベントで作成した建築作品を保護者に対して発表するなどの事業内容が教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、和泉市内で開催されることから広く市民が参加できるもの、かつ主催者に事業遂行能力が認められると判断し、承認したものでございます。

番号 2 ～ 4 については、新規事業でございます。メイクコードとマイクラフトエデュケーションを活用したプログラミングによる論理的思考の向上、ミュージカル公演を通じた想像力や問題解決能力の向上、絵画等の鑑賞、体験活動を通じた自己肯定感や表現力、他者への共感力育成等の事業内容が教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与するものであると認められ、市内及び近隣市で開催されることから広く市民が参加できるもの、かつ主催者に事業遂行能力が認められると判断し、承認したものでございます。

◆教育委員（西尾剛）5 番のマイクラフトで 1 日 e スポーツ体験教室について、主催者の NPO 法人エンジョイキッズは集客するだけで、実際には別のパソコン教室やゲーム教室等いろいろしている企業がやるみたいで、1 0 時から 1 1 時など 1 時間の枠が 1 日に 1 0 個ぐらいあって、バーコードから申し込むとメールが来て、会場に行くとパソコンが並んでいて、その前にクラフトのゲームのやり方を教えてもらうだけで、プログラミング教育とは全く関係ない。学校チラシが来たからプログラミングに関係があるかなと思って行ったら、全然関係なかった。単にゲームをできるようにしてくれるだけで、マイクラフトは結構難しいので、1 時間でもできるようなほんのさわりだけ教えてもらうわけですが、子どもは学校からゲームのチラシが来たら、お母さんやお父さんを連れて行きますよね。それで 1 時間ぐらいさわりだけ教えてもらって、「今日はこれで終わりです。これ以上したいなら教室に入会すればもっとできます。」と言われる。大体入学金が 1 万 6, 0 0 0 ～ 7, 0 0 0 円ぐらいで、月謝が毎月 1 万ぐらいになる。

たいていの保護者は、なぜゲームに毎月1万円も払わないといけないのかということで、入会はしないようです。強引な勧誘もないということですが、例えばスポーツクラブでも、1日体験というのがありますよね。結局それをしているに過ぎない。

みんなが参加するイベントや映画などを後援するというのは分かるのですが、1人か2人しか参加しないようなことを教育委員会が後援する必要があるのかなと思います。これはおそらく学校でチラシを配ってもらったら信用性があるし、プログラミングかなと思って来る人もいるから、それを狙ってこういう募集方法をしていると思うのですが、確認したところNPO法人エンジョイキッズはホームページもないし、このイベントの告知もなく、どうやって集客しているか疑問で、学校がチラシを配ってくれるということに頼っているようにしか思えない。そういうものに教育委員会や先生が利用されているのは、何か釈然としないです。また、これはプログラミング教育とは関係がなく、ゲームができるようになるだけで、人前で発表する機会もあるようですが、それは付け足しで、あくまでも入会してもらおう目的であるというのが、釈然としない。

やはり保護者の悩みというのは、子どもがゲームにはまってなかなか勉強時間が取れないということなのに、それに逆行するようなゲーム教室に入会するようなものを積極的に後援するのは、いかがなものかだと思います。

- ◆教育委員（奥健一郎）eスポーツというのは競技性を伴います。多種多様なものがあるのに、1つのゲームのやり方を教えるだけのことをeスポーツ体験教室というのは違いますね。
- ◆教育長（竹内悟）今年度は既に実施をしているので、次年度以降はもう少し精査します。

※報告第4号終結

- ◆教育長（竹内悟）次の議案の審議にあたっては、泉大津市教育委員会会議規則第34条で規定する「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」と定められています。

ついては、日程第13から日程第14については非公開とすることに異議はございませんか。

《異議なし》

異議がないようなので、日程第13から日程第14については非公開とします。

午後2時5分終了

議事録署名委員

教 育 長

教 育 委 員